

1 漁業近代化資金

(貸付利率は令和8年1月20日現在)

融資対象事業	次の1～8号に掲げる事業（別表参照） 1・2号 漁船 3号 漁船漁具保管修理施設等の漁業用施設 4号 水産種苗生産用機具等の漁業用機具 5号 養殖いかだ等の漁具（母貝・核の取得を含む。） 6号 1年以上育成する水産動植物の種苗の購入又は育成 7号 漁村情報処理・通信施設等の漁村環境整備 8号 漁場改良造成施設、共同利用船舶、特定の漁家住宅等	
借受資格者	漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人 漁業協同組合、漁業協同組合連合会等	
貸付利率	1 個人・法人 (1) 2号 2.50% (2) (1)以外のもの 2.50% 2 漁協・漁連等 2.50% (金利は随時変動しますので、最新の金利は漁政課にお問い合わせください。)	
貸付限度額	個人及び法人	1,800万円～3億6,000万円（別表参照）
	漁業協同組合	12億円
償還期限	5～20年以内（別表参照）	
据置期間	2～3年以内（別表参照）	
融資率	事業費の80%以内	
その他	1 債還方法 元本均等償還 2 取扱金融機関 漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会	

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

《借入手続き》

